

熊本県司法書士会介護休業、介護のための深夜業の制限 及び介護短時間勤務に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県司法書士会(以下「本会」という。)事務局就業規程(以下「就業規程」という。)第16条に基づき、本会事務局の事務員(以下「職員」という。)の介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する取扱いについて定めるものである。

(介護休業の対象者)

第2条 要介護状態にある家族を介護する職員は、この規則に定めるところにより介護休業をすることができる。

2 この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

配偶者

父母

子

配偶者の父母

祖父母、兄弟姉妹又は孫であって職員が同居し、かつ、扶養している者
上記以外の家族で本会の認めた者

3 前項にかかわらず、次の職員は介護休業をすることができない。
本会と職員の過半数を代表する者との間で締結された介護休業等に関する協定(以下「介護休業協定」という)により介護休業の対象から除外することとされた次の職員

採用後1年未満の従業員

申出の日の翌日から3か月以内に雇用関係が終了することが明らかな職員

(介護休業の申出の手続き等)

第3条 介護休業をすることを希望する者は、原則として介護休業を開始しようとする日(以下「介護休業開始予定日」という)の2週間前までに、介護休業申出書を本会に提出することにより申し出るものとする。

2 申出は、特別の事情がない限り、対象家族1人につき1回とする。

3 本会は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要最少限度の各種証明書の提出を求めることがある。

- 4 介護休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該介護休業申出書を提出した者（以下「申出者」という）に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

（介護休業の申出の撤回等）

第4条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業撤回届を本会に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 介護休業の申出を撤回した者について、再度の申出は原則として1回とし、特段の事情がある場合について本会がこれを適当と認めた場合には、1回を超えて申し出ることができるものとする。
- 3 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

（介護休業の期間等）

第5条 介護休業の期間は、介護を必要とする者1人につき、原則として、連続する3か月の範囲（介護休業開始予定日の翌日から起算して3か月を経過する日までをいう。以下同じ）内で、介護休業申出書に記載された期間とする。ただし、同一家族について、第12条に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合は、その適用を受けた初日の翌日から起算して3か月を経過する日までを原則とする。

- 2 職員は、介護休業期間変更申出書により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という）の2週間前までに本会に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は3か月の範囲を超えないことを原則とする。
- 3 職員が介護休業終了予定日の繰上げ変更を希望する場合には、介護休業期間変更申出書により変更後の介護休業終了予定日の2週間前までに本会に申し出るものとし、本会がこれを適当と認めた場合には、速やかに本人に通知する。
- 4 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合

当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、本会と本人が話し合いの上決定した日とする。）

申出者について、産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まった場合

産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日

5 4 の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に本会にその旨を通知しなければならない。

(給与等の取扱い)

第6条 介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

2 賞与については、その算定対象期間に介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。

3 定期昇給は、介護休業の期間中は行わないものとするが、復職後の給与は、介護休業前の給与を下回らないものとする。

4 退職金の算定に当たっては、介護休業期間を勤務したのものとして勤続年数を計算するものとする。

(社会保険料の取扱い)

第7条 介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に 本会した額を翌月中に職員求するものとし、職員は会社指定する日までに支払うものとする。

(教育訓練)

第8条 本会は、1か月以上の介護休業をする職員で、介護休業期間中、職場復帰プログラムの受講を希望する者に同プログラムを実施する。

2 会社は、別に定める職場復帰プログラム基本計画に沿って、当該職員が介護休業をしている間、同プログラムを行う。

3 同プログラムの実施に要する費用は本会が負担する。

(復職後の取扱い)

第9条 介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。

2 前項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、介護休業終了予定日の2週間前までに正式に決定し通知する。

(年次有給休暇)

第10条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率算定に当たっては、介護休業をした日は、出勤したものとみなす。

(介護のための深夜業の制限)

第11条 要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第6条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という)に労働させることはない。

2 前項にかかわらず、次の職員は深夜業の制限を請求することができない。

採用後1年未満の従業員

請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員

イ深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む）であること。

ロ心身の状況が請求に係る家族の介護をすることができる者であること。

ハ6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でないか、又は産後8週間以内でない者であること。

- 3 請求しようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として制限開始予定日の1か月前までに、介護のための深夜業制限請求書を本会に提出しなければならない。
- 4 本会は、深夜業制限請求書を受け取るに当たり、必要最少限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 制限開始予定日の前日までに、請求に係る家族の死亡等により深夜業制限請求書を提出した者（以下「請求者」という。）が家族を介護しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。
- 6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - 家族の死亡等制限に係る家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - 請求者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 7 6の事由が生じた場合には、職員は原則として当該事由が生じた日に本会にその旨を通知しなければならない。
- 8 制限期間中の給与については、別途定める給与規定に基づき、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当を支給する。
- 9 深夜業の制限を受ける職員に対して、会社は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがある。

（介護短時間勤務）

第12条 家族を介護する職員は、本会に申し出て、3か月の範囲内を原則として、就業規程第6条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、正午から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。ただし、既に第5条に規定する介護休業をした場合は、介護休業予定日の翌日から起算して3か月を経過する日までの期間を原則とする。

- 2 前項にかかわらず、次の職員は、介護短時間勤務をすることができない。
介護休業協定により介護短時間勤務の対象から除外することとされた採用後1年未満の従業員
- 3 適用のための手続き等については、第3条から第5条までの規定を準用する。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づき、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当を支給する。
- 5 賞与は、その算定対象期間に1か月以上本制度の適用を受ける期間がある場合においては、その期間に応じて、1か月ごとに %の減額を行うものとする。
- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

(法令との関係)

- 第13条 介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関して、この規定に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令に定めるところによる。

(附 則)

- 1 この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。